

2017年10月24日

「ドナルド・マクドナルド・ハウス」支援活動について

オレンジベイフーズ株式会社
代表取締役 有井 康

当社では、10月16日（月）に「ドナルド・マクドナルド・ハウス」へ寄付金と物品を贈呈いたしました。

寄付金は地元高校生とコラボで販売しました弊社商品「八柑@burg」の売上とえひめ国体イベントでの煮込みハンバーグ販売の売上の一部を充てております。

国体イベントでは「ドナルド・マクドナルド・ハウス」を紹介するパネルも展示し、ハウスの周知にも努めました。

物品支援は、従業員が持ち寄ったものを「ドナルド・マクドナルド・ハウス こうちハウス」に日常的な備品の寄付として、提供いたしました。

各イベントにご来場いただいた方々に感謝申し上げます。

記

寄付金 9/23 八柑@burgの売上より 4,310円
10/6-9 国体イベントの売上より 20,500円
10/6-9 国体イベント設置の募金箱より 3,917円 (McD 大洲店経由で寄付)

※寄付金の受領書につきましては、別紙にて添付させていただきます。

寄付物品

トイレトペーパー 12ロール	食器洗剤 1本
キッチンタオル 2ロール	ネスカフェ 1個
きのこごはん 3袋	ブライト 3箱
フルーツグラノーラ 1袋	コピー用紙 A4 1冊
書き損じはがき 81枚	フリーザーバッグ L 1箱
マスタード 3本	乾電池 単3 2本
柔軟剤ハミング 1本	キッチン用ポリ袋 2パック
ソフトクッキングペーパー 1パック	バガス入りキッチンペーパー 1パック

以上

領収書

〒796-0202
愛媛県八幡浜市保内町宮内1-289-1

オレンジベイフーズ株式会社 様

¥4,310-

但

ハウス建設及び運営のための寄付金

所得税法施行令 217 条第 1 項第 3 号該当
法人税法施行令 77 条第 1 項第 3 号該当
租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 項第 3 号該当

入金日 2017年10月16日 上記正に領収いたしました

東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
新宿アイランドタワー
公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス
チャリティーズ・ジャパン

理事長

柳澤 正義



9/23 八高商業科2年王への協働分
(八紺@bung)

領収書

〒796-0202
愛媛県八幡浜市保内町宮内1-289-1

オレンジベイフーズ株式会社 様

¥20,500-

但

ハウス建設及び運営のための寄付金

所得税法施行令 217 条第 1 項第 3 号該当
法人税法施行令 77 条第 1 項第 3 号該当
租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 項第 3 号該当

入金日 2017年10月16日 上記正に領収いたしました

東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
新宿アイランドタワー
公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス
チャリティーズ・ジャパン

理事長

柳澤 正義

